平 成 1 9 年 度

福島県消費生活審議会議事録

平成19年12月21日開催

福島県消費生活審議会

- 1 日 時 平成19年12月21日(金) 午後1時30分~午後3時50分
- 2 場 所 杉妻会館 「百合A」
- 3 出席者 委員12名、事務局11名

消費生活審議会委員名簿

	氏 名		職業・役職	備	考
学	内田	宜枝	司法書士		
	鈴木	里子	郡山女子大学教授		
識	高瀬	雅男	福島大学教授	会	長
	高橋	郁夫	弁 護 士	欠	席
者	千葉	和彦	弁 護 士	欠	席
	渡邉	哲	福島学院大学准教授		
i 消	川島	安紀子	(公募委員)		
	菊地	和子	財団法人福島県婦人団体連合会		
費	根本	章子	福島県生活協同組合連合会理事		
	東山	京子	(公募委員)		
者	星力	ナイ子	福島県消費者団体連絡協議会理事		
事	加藤	雅実	日本チェーンストア協会東北支部事務局長		
業	手塚	佳子	福島商工会議所女性会副会長	欠	席
	中野	竹治	福島県生活衛生同業組合連合会理事		
	根本	佳夫	福島県商工会連合会専務理事		
者	平田	無着	全国農業協同組合連合会福島県本部長	欠	席

4 議 題

- (1)消費者行政及び物価安定対策事業の概要について
- (2) 最近の消費者行政をめぐる状況について

5 概 要

(1)開 会

定刻(13 時 30 分)となり、委員総数 1 6 名中 1 2 名の出席により、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第 2 5 条第 3 項に定める定足数を充たしているので審議会が成立していることを確認し、大津主任主査が開会を宣言した。

(2)あいさつ

[阿久津生活環境部長]

- ・委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただき、お礼申し上げる。
- ・日ごろ消費者行政をはじめ環境保全や交通安全など、本県の生活環境行政に御協力を いただき、重ねてお礼申し上げる。
- ・我が国の社会経済情勢につきましては、今年の世相を表す漢字として「偽」という字が選ばれたことに象徴されるように、今年は大手洋菓子メーカーの表示偽装問題に始まり、食肉や地域特産品の産地・消費期限等の表示偽装問題など、食の安全に対する国民の信頼感を根底から脅かす事件が多数発生した。
- ・食品以外でも、振り込め詐欺や悪質商法等の被害、公務員等を名乗った不当な電話照 会など、その手口の悪質化、巧妙化が更に際だってきている。
- ・本年度の県消費生活センターにおける県民からの相談件数は、11月末現在で6,532件と依然として高い水準にあり、消費者行政に携わる者として責任の重さを実感している。
- ・県としては、県民の安全で安心な消費生活の実現に向け、引き続き相談体制の整備を 図るとともに、積極的な情報発信など消費者被害の未然防止を図っていきたい。
- ・また、社会・経済状況の変化を踏まえ、関係機関・団体等と緊密に連携を図りながら 消費者保護や消費者教育など、各種の消費者施策を推進しているところである。
- ・本日の審議会では、消費者行政及び物価安定対策事業の実施状況について報告させていただくとともに、今年大きな話題となった食品の安全確保に向けた取り組みを含めて御説明をさせていただく。
- ・委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたい。

(3)新委員の紹介

新たに審議会委員となった根本佳夫委員を紹介した。

<高瀬委員が会長席に移動>

(4)議事録署名人の指名

[高瀬会長]

- ・それでは、審議に入るが、皆様の御協力をいただきながら、本審議会を円滑に運営して まいりたいと思うので、よろしくお願いする。
- ・議事録署名人については議長指名でよろしいか。

<委員全員異議無しの声>

[高瀬会長]

- ・議事録署名人を菊地和子委員と中野竹治委員にお願いする。
 - < 菊地委員、中野委員ともに了解の旨回答 >

(5)議事

[高瀬会長]

・それでは、議題の(1)「平成18年度事業実績について」、(2)「平成19年度事業実施状況について」の2項目について、事務局から一括して説明願いたい。

< 荒川主幹、三本菅消費生活センター所長から資料に基づき説明 >

[高瀬会長]

・只今の事務局の説明について、質疑等があれば御発言願いたい。

〔渡邉委員〕

- ・私の方からは3点ほど質問させていただきたい。
- ・まず1点目は、消費者団体訴訟制度についてだが、県内にはこの制度を適用できる団体があるのかどうか。
- ・2点目は、金融広報委員会の金融アドバイザーに対しては、何らかの形で研修等は行われているのかどうか。
- ・3点目は、県の基本的な物価対策の方針と、今後予想される物価上昇に対する具体的な対策について確認したい。

[松本部参事]

・1点目の質問についてだが、県内に消費者団体訴訟制度の適用を受けられる団体はない。

〔渡邉委員〕

・制度の適用を受けられる団体を育成する計画はあるのか。

[松本部参事]

- ・今のところ、そういった計画はないが、消費者団体の方からこの制度について問い合 わせ等があれば、協力していきたい。
- ・2点目の質問については、金融広報委員会は日本銀行福島支店が事務局となっており、 そちらで研修等の対応を行っている。本県の担当職員も会議、研修に参加している。

- ・3点目の質問についてだが、本県では12月17日に、原油高騰に関する対策推進本部会議を立ち上げたところであり、本会議での議論をもとに施策の展開を図っていくこととしている。
- ・年末年始における価格調査についても、ようやく結果がまとまったところだが、昭和 48年頃のオイルショックの頃のような深刻な物不足に陥るといった状況にはない。
- ・原油高騰に関しては、先物取引や投機筋の動きなど、様々な要素が入り込んでいるので予断を許さない状態にあり、高値で推移することも予想される。
- ・国でも石油を備蓄しているが、これは産油国への牽制という意味を持っているため、 物価対策のために放出はしないとのことである。法律でもそのように定められている。

〔渡邉委員〕

- ・松本部参事から説明あったように、昭和46年のドルショック、昭和48年のオイルショック、昭和49年の狂乱物価と金融、石油、物価の問題は密接に関連している。
- ・今の原油高騰問題やサブプライムローンによる金融不安などを見ていると、どうも昭和40年代後半の一連の流れに近いような気がしてならない。
- ・県では価格動向調査や石油価格の動向調査をせっかくやっているのだから、その調査 結果を幅広く県民に知らせる手立てを構築していただきたい。
- ・また、原油価格高騰に関する対策本部を立ち上げたとのことだが、県内事業者との意 見交換等も行っているのか。
- ・さらに大手販売店が行っている採算を度外視したような数量限定販売、ああいったことも慎んでもらうべきだと思う。

[松本部参事]

・物価や石油価格の調査結果についてはマスコミ等を通じて速やかに発表しており、県 のホームページにも随時掲載している。

[高瀬会長]

・原油価格の問題以外について何か御意見あるか。

[川島委員]

- ・年末年始にかかる価格調査を行ったそうだが、先日、乾燥豆を買ったら 100 グラム あたり 100 円以上値上がりしている。塩鮭も 300 円以上値上がりしており、現実的 には既に物価上昇は始まっていると思う。
- ・県に聞きたいのは、原油価格の高騰を利用した便乗値上に対する監視はどのように行っているのかということ。
- ・ また、大手販売店が自社ブランド製品を値下げして消費者に提供するという報道も

あったが、大手は値段を下げられても、地元の小さな小売店は値段を下げられない。 近所の店が倒れたら、消費者の中には物資の購入が難しくなる方もいる。そういっ た問題への対策はどうなっているのか。

[松本部参事]

- ・昨日、年末年始の生鮮食品の価格動向に関する調査結果について公表を行ったところである。
- ・また、関係業界に対しても生活環境部長名の文書で、適正価格での安定的な物資の供給について要請しているところである。

[高瀬会長]

・他の論点について何か御意見あるか。

〔内田委員〕

- ・多重債務者向けの相談窓口の開設、多重債務者相談ウィークなど県、弁護士会、司法 書士会、市町村会が多重債務者対策に連携して取り組みはじめた。
- ・この対策の最終的な目標は市町村相談窓口の充実と聞いているが、どうも市町村の担当者の自覚が足りないように感じる。
- ・県の方からは市町村の担当者に対する趣旨の徹底を図っていただきたい。

[高瀬会長]

- ・他の論点について何か御意見あるか。
- ・それでは私の方から質問させていただく。
- ・現在、県の消費者行政は生活環境部総務企画グループで担当しているが、来年度から は消費生活センターと合体して、「消費生活課」として独立するとの説明があった。
- ・消費生活センターは公の施設で条例により設置されているが、消費生活センターと行 政組織との合体についてはどういった整理をしているのか。

[松本部参事]

- ・会長御発言のとおり、消費生活センターは福島県消費生活センター条例で設置されている。
- ・「消費生活センター」という名称はこのまま残すが、センターを出先機関ではなく、本庁機関とし、これと総務企画グループの消費担当と合わせて新たに「消費生活課」を設置するという考えでいる。

[高瀬会長]

- ・他の論点について何か御意見あるか。
- ・ないようであれば、消費生活センターの報告について何か御意見あるか。

[加藤委員]

- ・消費生活センターが行っている出前講座の開催回数が 10 月末現在で 60 回を超えた とのことだが、消費者に対する多種多様な啓発、情報提供ということを考えれば、も っと回数を増やしてもいいのではないか。
- ・出前講座の際、色々な資料を配付していると思うが、文章だけではなく、ビジュアル 面についてもさらに工夫すれば消費者の理解度も高まるのではないか。

[三本菅所長]

- ・資料については、私どもも時代に合わせ、ビジュアル面について工夫し、できるだけ 要点をわかりやすく伝えられるよう努力しているつもりだ。ホームページによる情報 提供や啓発についても取り組んでいるところである。
- ・出前講座については、こちらから場所や開催回数を決めるのではなく、県民からの希望に応じて開催している。
- ・消費生活に関する県民向けの講座については、消費生活センターだけではなく、消費 者団体や金融広報委員会でも開催している。

〔東山委員〕

- ・消費生活センターの啓発展示ホールは自治会館の奥にあり、誰もが目にする場所にあるとは言い難い。
- ・自治会館入り口には喫煙コーナーのような長椅子のある休憩場があるが、あそこに展示した方がより多くの人の目にとまりやすいのではないか。
- ・また、多重債務者対策のテレビ番組があった際、消費生活センター職員から相談事例 の紹介があった。相談者の実名が出るわけではないが、相談者があれを見たらあまり いい感じはしないのではないか。情報管理を徹底していただきたい。

[三本菅所長]

- ・展示ホールについては様々な資料が置いてあるが、確かに委員のおっしゃるとおり、 誰もが入りやすいとは言えない。
- ・今年度はホールの照明を変えるなど、様々な工夫をしているが、ただいまの御意見を 踏まえて、より利用しやすい展示ホールにしていきたい。
- ・テレビ番組の件については、テレビ局側が若干リードしてしまうような形で進んでしまったこともあった。今後、個人情報に配慮しながら進めていきたい。

[松本部参事]

- ・本県では多重債務者対策連絡協議会の立ち上げが早かったことから、報道機関から取 材申込があったが、委員御指摘の点を配慮して丁重にお断りしている。
- ・展示ホールの件については委員御指摘のとおりなので、県庁西庁舎 2 階の県民ホール にも消費者啓発資料を展示しているところである。

[鈴木委員]

- ・消費生活センターとしては、発生した事案についての注意喚起、未然防止といったや り方が主になっていると思う。
- ・未然防止とは言っているが、後追いになっている感がある。
- ・それから火災報知機の設置商法。これは全ての人に関係があり、金額も大したことが ないので、被害が表沙汰にならずに終わってしまうおそれがある。
- ・また、地上デジタル放送の開始に伴い、新たな悪質情報の発生も考えられる。高齢者は機械に詳しくないので、こういった商法には言うがまま引っかかってしまう可能性もある。

[松本部参事]

- ・火災報知機については、消火器商法と合わせて消防署等に通報が入る。県や地元の役場に情報提供がなされ、住民にも周知されることから未遂に終わっているケースが多いようだ。本県では生活環境部消防保安グループが担当となっている。
- ・ただ、委員の御指摘のとおり、火災報知機は安価で済んでしまうのであり、悪質商法 による被害も懸念されることから、啓発活動等に力を入れていきたい。

〔川島委員〕

- ・火災報知機の設置義務についても、もっと広報を行った方がいい。平成23年まで設置すればいいのに、あたかも今すぐに設置する必要があると思いこませて売りつけている。
- ・地上デジタル放送についてはどうなのか。

[松本部参事]

- ・地上デジタル放送については、アナログ放送がなくなってしまうので、期限までには 切り替えていただくほかない。
- ・ 火災報知機の設置義務の周知については、所管する消防保安グループに対しよく申 し伝えておくとともに、部としても広報に取り組んでいく。

〔渡邉委員〕

- ・いま話題になっている霊感商法や、和牛の投資商法などの悪質な手口は、経済が失速 してくると必ず現れる手口。だいたい5年周期で出てくる。
- ・過去の消費者問題を整理したうえで、「そろそろこういった問題が出てきますよ。」と いった形で広報していく必要があるのではないか。

[三本菅所長]

- ・確かに似たような商法は繰り返されるといえる。
- ・日頃から悪質商法の手口を公開することにより、似たような手口の被害に遭わないよう、消費者能力の向上に努めることが大切だと考えている。

[高瀬会長]

- ・続いては食品の安全確保について県の方から説明願いたい。
 - <保健福祉部食品安全グループ 五十嵐参事から資料に基づき説明 >

[高瀬会長]

- ・それでは今の説明について私から質問させていただく。
- ・新聞報道では、BSE検査にかかる国の補助金制度が来年7月に廃止されるとのことである。
- ・補助制度廃止の後、自前で続行する県もあれば、続行しない県もあるとのこと。福島 県ではどうしていくつもりなのか。

〔五十嵐参事〕

- ・福島県には、郡山と会津若松の2か所にと畜場がある。
- ・県が所管しているのは会津若松のと畜場であるが、ここは牛を一切扱っていないので BSEについては関係ない。
- ・郡山市では牛を扱っており、20か月以下の牛については年間300頭弱を処理している。
- ・検査の続行については、いまのところ郡山市では意思表示をしていない。
- ・今後各県とも色々手立てを講じていくと思われるが、本県としては他県の状況等を把握しながら具体的な方針を打ち出していきたい。

[高瀬会長]

・やるとすれば予算措置はその時点でできるということなのか。

[五十嵐参事]

- ・予算についてのお尋ねだが、金額的にはそれほど巨額ではない。今の試算では30万円から50万円くらいと見込まれている。
- ・やるやらないは消費者の安心に関わる問題なので、業界や消費者団体等の動向を見守った上で決定していきたい。

[加藤委員]

・食品安全確保対策プログラムについて、成果指標が C となっている事業があるが、こ ういったものについて今後どうしていく考えなのか。

[五十嵐参事]

- ・評価対象になっているのはあくまで県の事業である。
- ・例えば保健所の検査員が施設に立ち入り厳しく指導を行ったが、結果が C だったということもある。なぜ結果が C なのか。
- ・それは、事業者側に表示に関する法律知識が欠けていたり、消費期限を打ち間違った りなど、様々な原因がある。
- ・従って、最近では指導を行う際、現場の従業員に対して行っている。経営者に指導しても現場まで伝わらないためだ。
- ・C評価であれば、次年度はどうすればAやBという結果に持って行けるか考えて取り 組んでいる。

〔加藤委員〕

- ・一連の食品に関する偽装問題は消費者の関心が高く、私どもも業者としての立場から、 直接メーカーまで行ってチェックさせてもらうなどの対応を行っている。
- ・それでも起きてしまうものは起きてしまうので、県に対してはフォローアップをお願いしたい。

〔根本(章)委員〕

- ・BSEの検査を続行しない県が出てきた場合、検査していない牛肉を「検査済」と表示する新たな偽装が発生するおそれもあるので、きちんと監視してほしい。
- ・聞いた話では、郡山市のと畜場で検査を続行するとなれば、他の県から依頼がくるのではないか。そうなれば予算ももっとかかってしまうのではないか。
- ・BSE検査補助金の継続については、私ども生活協同組合連合会でも国に対して要請していくが、県としても働き掛けを行っていってほしい。

[五十嵐参事]

- ・県としては今年6月、厚生労働省に保健福祉部長が出向き、補助金継続の要請を行っており、また生協の方からも色々とお話をいただいているところである。
- ・検査料にかかる予算見込みだが、これは県外から来るものまで含んで考えている。
- ・昨年度は286頭を検査しているが、これは県内も県外も含めた頭数であり、そこから出した予算見込みである。

〔高瀬会長〕

・以上で福島県消費生活審議会を終了する。

<審議会閉会>

(閉会 15:50)